

2016. 1  
通巻 第133号

# えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant



榑神社

contents

- あいさつ  
愛媛県社会保険労務士会会長 1  
全国社会保険労務士会連合会会長 2  
四国厚生支局長 3  
愛媛労働局長 4  
日本年金機構四国ブロック本部長 5  
理事会だより 6  
新入会員紹介 14  
社会保険労務士倫理綱領 17



愛媛県社会保険労務士会



## 新年のご挨拶

愛媛県社会保険労務士会  
会長 横本 恭弘

新年にあたり年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様のおかげで今年も無事に新しい年を迎えることができました。

会員の皆様におかれましては、平素より愛媛県社会保険労務士会の運営にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

安倍内閣はこの3年間、デフレ脱却と経済再生を最重要課題とし、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策を一体的に推進されてきました。その結果、雇用は100万人以上増加し、有効求人倍率は23年ぶりの高さとなりました。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の「好循環」が生まれ始めています。他方、少子高齢化が構造的な課題となっており、その進展は、労働供給の減少、国民の将来への不安・悲観へとつながることで、経済成長を妨げる困難な問題となっています。安倍内閣は、「三本の矢」を一層強化して「希望を生み出す強い経済」を確立するとともに、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を構築するという、「新・三本の矢」により、少子高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口一億人を維持することを目指し、「一億総活躍社会」を創り上げていくことを安倍内閣は目指しています。

いよいよ1月からマイナンバー制度がスタートしました。社労士としてマイナンバー制度への積極的な取り組みが新たなビジネスチャンスの突破口になります。「マイナンバーなら社労士」と言ってもらえるように認知度を高められるように取り組んでまいりたいと考えています。このマイナンバー制度に取り組む上で大事になるのは、社労士倫理綱領において定められています「品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。」が必須条件になります。

また、社労士としては、労務問題に携わることで、「企業の健全な発達」と「労働者等の福祉の向上」に資するという使命感を忘れないこと、そして、違法・不当な行為には決して手を染めないという職業倫理観も必要です。

職業倫理の内容は、一度学ぶとそのほとんどが理解可能な内容です。この内容を繰り返し学ぶことにより、無意識への刷り込みができます。非職業倫理行動の防止に有効なことは、倫理観を強化することであって、学ぶこと、しかも繰り返し学ぶことが重要かつ必要になります。

さて今年は、申年です。申年というのは、大変縁起が良い年です。昔から、病が去る、病に勝るなどと言いましたが、仕事に置いても勝ることができるように、会員の皆様と一丸となって、50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

末筆になりましたが、皆さんや、ご家族の皆さんが健康で、充実した1年を過ごせますように、また充実した仕事を通して、県会をより一層盛りたててくださいますように心から願い、私の年頭のご挨拶に変えさせていただきます。



## 新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大西 健造

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

横本会長をはじめ、愛媛会の皆様におかれましては、健やかに新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から4年が過ぎましたが、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされるなか、茨城、栃木、宮城での記録的豪雨による洪水災害を始め、台風による各地の風水害が発生しました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

社労士制度は2年後の平成30年に制度創設50周年を迎えます。我が国が高度経済成長期を迎えようとしていた昭和43年に創設された社労士制度は、その後の社会情勢の劇的な変化の中で、先人たちのたゆまぬ努力により、国民の皆様からの信頼を得て社会的地位を高め、今日では全国4万人の会員を擁する制度に発展してまいりました。

近年では、事業主、労働者とその家族の皆様はもとより、厚生労働省をはじめとする関係官庁、団体、更には海外に及ぶ関係者の皆様から、人事労務管理及び労働社会保険諸法令の専門家として様々な要請をいただいております。我々には、皆様からの期待に応え、更なる信頼を獲得することによって、益々の制度発展を実現する使命があります。

このような制度の大きな節目に向け、連合会では、平成26年11月に、これまで実施してきた施策の妥当性及び有効性等を検証するとともに、制度創設50周年から先を見据え、求められる社労士像を抽出し、将来的に必要となる施策等の方向性を明確にすることを目的として、全国25,000社の企業を対象に社労士のニーズ調査を実施し、約7,000社からの回答を得たところです。この調査結果を踏まえ、連合会では研修、広報等の諸事業の更なる改善を図り、会員の皆様にますますご活躍いただくことによって、社労士制度を飛躍的に発展させてまいりたいと考えております。

連合会は、本年も引き続き、「社労士制度推進戦略室」を中心に情報の収集及び分析を行い、組織としての取り組みを推進するとともに、国民の皆様と会員の皆様に積極的に発信する活動を強化してまいります。

業域の拡大については、医療・介護業界からのニーズに対応するため取り組みを推進してまいります。また、昨年10月、女性活躍促進法及び若者雇用促進法が成立し、社労士の独占業務がまたひとつ拡大したことになります。制度の周知を含め業務の提案を積極的に顧問先等へ行っていただきたいと思いますと考えています。

社会貢献活動については、「街角の年金相談センター」を全国に設置し1月末には78箇所となります。これからも対面による年金相談の更なる充実を図ってまいります。学校教育においては、社労士による授業を引き続き推進してまいります。

このほかにも、社労士の取組みをより一層ご理解いただくための広域的な広報の実施、業務侵害の未然防止に向けた取組み、JICAと協力してのインドネシア共和国への支援事業等の社労士制度の国際化活動など、制度推進に向けた取り組みを強化してまいります。

最後に、本年1月からマイナンバー制度の運用が始まりました。マイナンバー制度への積極的な取り組みが、社労士の新たなビジネスモデル創出につながり、結果として業域拡大に結びつくとは確信しております。その支援のため連合会は、皆様に様々なツールを用意してまいりたいと考えております。

都道府県会及び会員の皆様には、社労士制度創設50周年に向けたこれらの取組みに一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、本年が皆様にとりまして、実り多き一年となりますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年御挨拶

四国厚生支局長  
井原辰雄

謹んで初春のお慶びを申し上げます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より、厚生労働行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は、ブラジル、リオデジャネイロで夏季オリンピック、パラリンピックが開催されます。私も四国厚生支局職員一同、日本選手の活躍に負けないよう、厚生労働行政の推進に取り組んでまいります。

さて、昨年10月には、被用者年金一元化法の施行により厚生年金と共済年金が一元化されました。引き続き、その着実な実施に取り組んでまいります。今年10月には、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が行われます。また、消費税率の10%への引上げが行われる平成29年4月からは、低所得の年金受給者への支援給付金の支給や、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮が行われます。

これらの円滑なスタートに向け、万全の準備を行っていききたいと思います。

医療、介護の分野につきましては、今年3月、診療報酬改定が予定されています。また、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進することとしており、4月からの当支局の組織改編も検討しています。平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国民健康保険の運営に中心的な役割を担うこととされました。

こうした制度改革を含め、年金・医療保険制度を円滑に運営するためには、何よりも国民の皆様の正しい理解と信頼が不可欠です。年金個人情報流出事案の発生により損なわれた信頼を取り戻すべく、日本年金機構とともに、皆様との連携による「地域年金展開事業」の充実強化などの取組を進め、信頼のバロメーターである国民年金保険料の納付率向上を図ってまいります。

これらの取組には、皆様のお力が是非とも必要であります。本年も、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年を迎えられ、愛媛県社会保険労務士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 年 頭 所 感

厚生労働省 愛媛労働局長  
天 野 敬

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。特に、貴会には、医療労務管理相談コーナー事業及び最低賃金総合相談支援センター事業に多大なご協力を、会員の皆様方には、顧問先企業における労務管理等に対する的確なアドバイスなどにご尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、愛媛県経済は、個人消費が堅調に推移し、企業の生産活動についても緩やかに持ち直しの動きを示すなど回復傾向にあり、雇用失業情勢につきましても、有効求人倍率が平成27年に入って10か月連続で上昇し、平成27年10月には1.28倍となるなど改善が進んでいます。

愛媛労働局では、こうした情勢の中、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政、能力開発行政の四行政が一体となって、各種の施策に取り組んでいるところです。

まず、雇用の分野では、経済情勢や有効求人倍率が改善している中、この機会を捉えて正社員雇用の拡大、非正規の待遇改善を図ることとし、「労働者派遣法」、「若者雇用促進法」の円滑な施行のための周知徹底を図るとともに、若者、女性、高齢者・障害者の雇用対策、公的職業訓練の展開などにより雇用の安定に積極的に取り組むこととしております。

次に、労働環境の整備に関しましては、貴会の協力も得て、平成27年6月に「えひめ働き方改革宣言」を発表し、働き方の見直しに向けた取組を推進しているところですが、加えて、平成27年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を受け、過重労働による健康障害の防止や労働者のメンタルヘルス対策などを強力に推進するとともに、賃金不払残業の撲滅など法定労働条件の確保改善対策を推進してまいります。

さらに、女性の活躍推進に関しましては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したことを受け、法施行に向けた周知と履行確保に取り組むとともに、女性が、職業生活において、その希望に応じ、十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備の推進に努めてまいります。

愛媛労働局では、総合的な労働行政機関として、これら労働分野における施策を積極的に推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会並びに会員の皆様方の、益々の御繁栄、御健勝を祈念いたしまして年頭の挨拶といたします。



## 平成28年 年頭のご挨拶

日本年金機構四国ブロック本部  
本部長 竹村 英機

新年明けましておめでとうございます。

愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、良き年始をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より年金事務所における年金相談委託窓口の実施など、当機構の事業運営に対しまして多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、昨年6月に発生した当機構のコンピュータシステムへの不正アクセスによる情報流出について皆様にご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

対象の方々には基礎年金番号の変更を行い、情報の不正利用による年金支払への影響が出ないよう万全の対策を取らせていただいたところです。

当機構の組織についても、情報セキュリティの強化を図るため、情報管理対策本部を設置し、また、ゼロベースからのガバナンス、組織風土改革に取り組むために、日本年金機構再生本部を設け、改革をしてきました。

また、この事案の影響により、本年1月から実施が予定されていたマイナンバーによる相談・照会業務についても、法律改正が行われ、平成29年5月31日までの間において政令で定める日までは、マイナンバーは利用せず、従来どおり基礎年金番号による相談・照会を行うこととされました。その間、セキュリティ対策につき万全を尽くしてまいります。

本年におきましては、厚生年金、国民年金の適用、徴収、年金給付、相談業務などの基幹業務について、これまで以上にその推進に努めてまいります。

特に厚生年金の適用促進対策につきましては、これまで未適用事業所の調査・加入指導に集中的に取り組んできておりますが、国税情報提供もあり大きく進んでおります。昨年の実績では、平成26年3月末と平成27年7月末を比較しますと、全国ベースで、180万事業所が190万事業所と10万事業所の増、被保険者数で3,620万人が3,690万人と約70万人増となっております。四国におきましても、63千事業所が66千事業所と約3千程度事業所の増、被保険者数で92万人が94万人と約2万人増となっており、本年も引き続きその促進に努めてまいります。

社会保険労務士の皆様には、日頃より事業主、被保険者の皆様の良きパートナーとして、ご尽力いただいておりますことに深く感謝申し上げますとともに、引き続きご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、愛媛県社会保険労務士会並びに会員の皆様の今後ますますのご発展並びにご健勝を祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

**理事会だより****〔理事会〕**

※平成27年11月25日(水) 県会事務局会議室において、第227回理事会を開催した。

- 1 「お仕事フェスタ2016」の協賛について
- 2 各委員会・支部報告

**委員会だより****〔総務委員会〕**

※平成27年11月25日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報（1月号）の編集について
- 2 今後の運営について

※県会事務局会議室、東京第一ホテル松山において、リック小委員会を開催した。

※平成27年10月2日(金)  
 ※平成27年11月17日(火)  
 ※平成27年12月22日(火)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

**〔財務委員会〕**

※平成27年11月11日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成27年度上半期（H27.4.1～H27.9.30）予算執行状況について

**〔事業委員会〕**

※平成27年11月10日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成27年度年金マスター研修について
- 2 社労士月間無料相談会の実績について
- 3 社労士の日として制定された12月2日の電話相談について
- 4 専門業務登録希望者の調査について
- 5 「お仕事フェスタ2016」の相談員選出について

**〔研修委員会〕**

※平成27年10月21日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成27年第1回必須研修会の役割について
- 2 安全管理研修の役割
- 3 倫理研修会2／4開催の役割について
- 4 新規入会会員研修会
- 5 介護事業労務管理研修
- 6 第2回必須研修会について3／16開催

**支部だより****〔東予支部〕**

※平成27年11月6日(金) 平成27年度第1回東予支部労働関係研修会を開催した。

※場 所 グランフォーレ石松（四国中央）

**内 容**

- 1 ストレスチェック制度について
- 2 マイナンバー制度の導入（雇用保険業務）及び就業促進定着手当、人材育成支援策について
- 3 助成金、派遣法の改正点について

**〔中予支部〕**

※平成27年10月2日(金) 中予支部会及び研修会を開催した。

場 所 東京第一ホテル松山

**内 容**

- 1 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェックについて
- 2 有期雇用特別措置法について～無期転換ルールの特例～
- 3 被用者年金一元化等について
- 4 障害年金初診日の確認方法の変更について

※平成27年10月16日(金) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

**内 容**

- 1 中予支部研修会について（振り返り）
- 2 支部厚生事業について
- 3 各委員会からの報告

**〔南予支部〕**

※平成27年10月23日(金) 労働関係研修会を開催した。

場 所 南予文化会館（宇和島）

**内 容**

- 1 雇用保険給付関係及びマイナンバー制度について
- 2 雇用関係助成金について
- 3 ストレスチェック制度、36協定等の適正な届出について

※平成27年11月5日(水) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八（八幡浜）

**内 容**

- 1 平成27年度の後期事業について
- 2 情報親睦会の開催について

## 平成27年度第1回必須研修会に参加して

中予支部 瀧宮久美

平成27年11月17日、東京第一ホテル松山にて、平成27年度第1回必須研修会が開催されました。

今回の研修では、安西法律事務所より弁護士の岡村光男先生に「問題社員」対応の実際について、お話をして頂きました。近年の労務管理における問題は、非常に多様化しており複雑な為、定型的な労務管理では対応できないことが増加しているように思われます。その為、お話では実例を挙げながら具体的に労務管理、人事管理において注意すべき点をご講義いただき勉強になりました。問題が発生した際の対応は、企業対労働者とは言え人と人との対応になるので、書面による証拠・通知がいかに重要かということ、さらに、普段からの就業規則等での規定の整備や管理職の教育による事前対策がなぜ必要かと言ったことを理解することができました。また、様々な判例をもとに、裁判官の心証をお教えたことで理解が深まりました。

今回の研修でのお話を実務で活用できるよう、ケースバイケースで臨機応変に対応できるよう、知識の向上の必要性を再認識しました。今後も研修にてご指導のほどよろしくお願いいたします。

## 平成27年度第1回必須研修会に参加して

中予支部 山本文代

11月17日に東京第一ホテル松山において愛媛県社会保険労務士会第1回必須研修会に参加させていただきました。午後においては全国社会保険労務士会連合会情報セキュリティ委員会マイナンバー制度部会委員の岡真二先生より、「社労士の不安解消、具体的に今やるべきこと」という切り口で今までよりもさらに踏み込んだ内容でご講義いただきました。

例えば「マイナンバー対応ハンドブック」内の特定個人情報取扱規程（雛形）や就業規則（雛形）の利用上のポイントや個人情報の今回の「収集」の時期についての具体例、企業規模による保管方法のバターの情報は、顧客へのアドバイスをする上でさらに大変参考になります。

また、社労士事務所として十分なリスク対策が講じられているかどうかの評価を表現するものとした国際基準に適合する「個人情報影響評価」と日本の行政が独自に行っている「特定個人情報保護評価」、更に「社労士版特定個人情報保護評価」との相違点をわかりやすくご説明いただきました。新SRP認証制度のフローに必須と予定されている評価書の作成と自己宣言の実施とはどういうものであるのかがよくわかりました。

今まさに毎日と言っても過言ではない頻度でマイナンバーに関わる新たな手口の犯罪がニュースで取り上げられています。そのマイナンバーを取り扱う一社労士として、自らの体制を整えることが業界全体のセキュリティレベルの引き上げることに繋がることを再認識しました。今回の研修を糧に顧客との更なる信頼関係を構築したいと思います。最後に、タイムリーな内容の研修を開催していただき感謝申し上げます、本当にありがとうございました。



## 歴史の真実とは？

東予支部 加藤久雄

先日、愛媛県社会保険労務士会館へ会議で行った際に、総務委員長の岡部五郎先生より、突然半ば強引に、平成28年1月発行の愛媛県社会保険労務士の会報に掲載する原稿依頼をお願いされ、やむを得ずお引き受けしたものの、今までに会報に掲載された先生方のような特技、趣味などもなく、どのような内容で原稿を書こうかと考えあぐねた末、他の先生方の投稿内容と比較するとお恥ずかしい限りではあるが、昔から歴史に関心を持っており、最近では江戸時代の庶民の暮らしや、武士の生活、江戸幕府の役職など、本当にどうでもいいことに興味を持ち、ネットや、書籍などで調べて雑学としての知識を得ていると色々な事を発見したり楽しむことができる。

こうした雑学の情報（本当に正しいか・どうかは不明）を得てテレビなどの時代劇を見るとときには、製作者の意図とは違った楽しみ方ができる。例を挙げると私が得た雑学によると、江戸町奉行所に看板はなかったはずなのに時代劇では、南町奉行所などの看板が掛けられていたり、八代将軍徳川吉宗の時代には江戸城天守閣は焼失していたはずなのに暴れん坊将軍の中では姫路城が江戸城として使われているといった具合である。また、ドラマの中で歴史上の人物を演じている俳優さんによって、年齢、性格などその人物に懐いていたイメージが180度変わってしまうことなどもある。たとえば、何年前に放映されたNHKの大河ドラマ竜馬伝では、三菱財閥創始者の岩崎弥太郎を演じた役者の演技によってあまりにもみすぼらしく、根性も捻じ曲がっているかのような印象を与えられたり、土佐藩主を演じた役者さんは、実際の人物の年齢より20歳くらい年上の方が演じられたため、老獺さのみ目だったりした。また、大物の俳優さんが演じると名もなき人物が登場シーンが多くなっていたりすることもある。

ただ、最近我々が学生時代ならってきた歴史上の出来事について、学者さんたちの見解が変わり、例えば、鎌倉幕府の成立年が1192年と習ったが、今は1185年となっているとのことである。このことから見ても、今まで述べてきたことについても、どちらが本当の真実に近いのかは、それぞれで判断し楽しめばよいと思う。

# み け よ か に 欄 ホツと一息

中予支部 大 中 悦 子

毎年思うことだが、今年の冬は特に寒い。

降りしきる霰と風の音。こんな夜は熱いコーヒーでまったりしたい。

私のコーヒー好きはいつからかという、甘党で下戸だった父の影響で、中学生の頃にはすでにコーヒー党になっていたと思う。

今はもうないが、昔「プランタン」というパーラーがあり、そこのブレンドを取り寄せサイフォンで淹れていた。大人の苦さが美味しかった。

さて、コーヒーの起源を調べてみるとこれが驚くほど古い。

## ①カルディの伝説（エチオピア）

エチオピアの草原で羊飼いをしていたカルディが、羊たちがある赤い実を食べるととても元気になることに気付きます。自分もその赤い実を食べると元気がわき爽快になりました。カルディからこの話を聞いたイスラム教の僧侶が持ち帰り修行の為に使用することになり広まりました。

## ②シーク・オマールの伝説（イエメン）

イスラム教の聖職者であるシーク・オマールがモカ王の娘の病気を治したにもかかわらず、王の娘に恋をしたため山中に追放されてしまい、洞窟で暮らしていました。ある日、小鳥が赤い実を食べ陽気にさえずるのを見て、オマールもその実を食べてみました。そしてその実で作ったスープを飲むとたちまち爽快な気分になり元気になりました。その評判が伝わり、オマールは町に戻ることを許されました。

いずれもイスラムの国から広がったようです。最初は薬としての役割が主だったものが17世紀末には庶民の飲み物として定着しました。

我が国初のコーヒー文献は、1782年蘭学者志筑忠雄の訳書である「萬国管窺」で、「阿蘭阿弥陀の常に服するコッヒイというものは、形は豆の如くなれども実は木の実なり」と述べている。

ロンドンがそうであったように、ドイツでも女性はコーヒーを飲むべきではないという風潮があり、これに反発して起こったコーヒー騒動を風刺したのが、バッハの「コーヒーカウンタータ」です。

ああコーヒーはおいしいわ

千のキスより素晴らしく

マスカット酒よりなお甘い

コーヒー、コーヒーはやめられない

# み け よ 欄 趣 味

東予支部 黒瀬 長生



趣味とは、専門家でない素人が生活に潤いを求めて楽しみながらおこなうスポーツや遊び、習い事などです。

私は、「趣味は家庭菜園」と、答えるようにしていますが、自然を相手の野菜作りは楽しく、家庭菜園という言葉が健康的な響きを与えるからです。

そんな私を女房は、「お父さんの趣味は広く浅くだから……」と笑うが、まったく同感で反論の余地はない。今まで私が、興味本位で手掛けた趣味を反省も含めて思い浮かべてみますと、麻雀やゴルフ、書道、絵手紙、陶芸、版画、俳句、カラオケ、川柳など限りがありません。

趣味や趣向は、だれしも年齢や人生経験によって変化しますが、私は女房のいう「広く浅く」で、何事にも飽きっぽい性格です。ところが、家庭菜園とは別に、自分でも不思議に思うくらい長続きしている趣味があります。その一つは囲碁で、棋力は3段程度ですが千変万化の複雑さの虜になっています。いずれの対局も新鮮で飽きがこない。

その二は、随筆を書くことです。日常茶飯事を思いのままに書き綴っていますが、日本随筆家協会の会員になって15年になります。これほど長い間、随筆を書き続けてこれましたのは、作家神尾久義先生に巡り会えたからです。先生の厳しいご指導のお陰で、今日までに数冊の拙著を上梓することができました。

ごく近々の拙著は、「随筆もう一人の私」で、昨年10月に発刊し、現在各書店で販売されています。『物書き』にとりまして自分の拙著が書店の店頭で陳列されると、気恥ずかしさで身震いしますが、それまでの苦労が開花したのだと、何ともいえぬ満足感に浸ることができます。しかし、不安もあります。拙著を買ってくれる方がいるのだろうか……。また、手に取った方が最後まで読んでくださるのだろうか……。

拙著の内容は、主に私の日々の生活を題材にしたものですが、年金相談の関係も少しだけ盛り込んでいます。もし興味のある方がおられましたら各書店やネット書店で入手できます。

著書名 『随筆もう一人の私』  
著者 黒瀬 長生 (くろせ ちょうせい)  
発行所 文芸社  
定 価 本体1,400円+税



# フレッシュ会員広場

東予支部 藤原文六



## 1. 開業1年の実感

平成25年に長らく経営に尽力してきた会社を辞し、平成26年に社労士試験に合格、同年12月に開業登録。「とにかく開業しなければ始まらない」と勢いのままスタートして早や1年。今の実感は次のとおりです。

- ①顧問先を獲得することは簡単ではない。
- ②社労士は法制度の変化に即応しなければならない。マイナンバーやストレスチェックの制度が施行されたことは特に印象的でした。
- ③経験して初めて分かることは多い。私は「社会を知っている」つもりで何か達観しているところがありましたが、改めて「とにかく、やってみる」ことの大事さを感じています。

## 2. この1年間の活動

開業直後から相談依頼はあるものの顧問契約にはつながらず、「どう活動すべきか？」少々迷うこともありましたが、「とにかく自分らしくいこう」と思い、次のようなことを中心に活動しました。

- ①中小企業経営の経験を活かしたセミナー講師。幸いにもチャンスをいただいて、採用や起業又はマイナンバーに関する内容で10名から30名規模のセミナーを経験（5回）することが出来ました。
- ②執筆活動。元々文章で伝えることは嫌いではなかったのですが、士業の会員向け情報サイトの記事などに体験談を執筆して、採用（3回）されました。
- ③経営者時代の労働問題の経験を活かしたいと思い、紛争解決手続代理業務試験にチャレンジ（合格？発表3月）しました。

## 3. これからの抱負

これまで同様、目先の事にとらわれず「自分らしく」活動していきたいと思えます。

- ①セミナー講師や執筆については、より質の高いものが提供できるようにスキルアップを怠らず、多くの機会幅広く自分を知って貰えるように活動します。
- ②最近、講義講師採用に応募するチャンスをいただいたので、まずは採用テストにチャレンジします。
- ③社労士業務の幅を広げられる機会（直近では介護事業労務管理研修など）には極力チャレンジします。
- ④自分が必要とされる出会いは必ずやってくると信じて「頼れる存在」となるように精進します。

気軽に声をかけていただければ有難いです。ホームページ：<http://bunroku.jimdo.com/>

## フレッシュ会員広場

中予支部 上川 謙吾



中予支部の上川 謙吾（カミカワ ケンゴ）です。

社労士登録は平成23年12月1日、1年間飲料会社の総務で勤務登録をして平成24年11月1日に開業しました。

もう開業して3年もたってしまったのに、やっと少しずつ仕事が増えてきたといったところです。

途中、介護事業所に勤務している期間が半年あったので、実質は2年半ですが！

さて、私の事務所の名前「風とつばさ社労士事務所」ですが、「変わった名前ですね！」とか「どんな意味があるのですか？」とか「もうお一人、社労士さんがいるのですか？」とか言われたりします。

そこで、なぜ、こんな名前にしたのかについてお話します。

普通だと、「上川社会保険労務士事務所」というのが一般的だと思います。

しかし、「カミカワ」と読むのか、「ウエカワ」と読むのか分からないし、一番多い間違いは「カワカミ」と間違っって読まれるのが嫌だったんです。

そこで、自分の名前を付けるのではなく、全く他の考え方で。そう、会社名を付けるような気持ちで考えました。

爽やかなイメージを出したかったので「風」という言葉が浮かびました。その後「つばさ」という言葉も浮かんでNETで同じ事務所名がないかを検索。「つばさ〇〇事務所」っていうのはあったような気がします。

「風社会保険労務士事務所」もへんだし、・・・ちょっと長いが「風と翼社会保険労務士事務所」、う～～ん、硬い、書くのがしんどい、さわやかじゃない。

翼はひらがなの「つばさ」にして、「社会保険労務士」は「社労士」にして字数も減らそうということで、「風とつばさ社労士事務所」になりました。

偶然ではありますが、風は「Wind」つばさは「Wing」、Win-Winで良い感じです！！

いわゆる社労士らしい仕事（「労働・社会保険の手続き」、「雇用関係の助成金の手続き」、「就業規則の作成」など）しかしていませんが、どんどん経験を積んでいきたいです。

社労士業界の発展のために、微力ながらつくりたいと思っています。



## 南予支部厚生事業に参加して

南予支部 黒田 和代

秋晴れの去る10月16、17日、南予支部の厚生事業として宮崎県の高千穂ツアーが実施された。八幡浜港から臼杵へと総勢7名の旅が始まった。船内は平日とあってかとても静かで、のんびりとよもやま話に花が咲き臼杵に到着。

海鮮丼の昼食をいただき、本日のメイン、高千穂あまてらす鉄道高千穂駅に。軽トラックを改造した二両編成のスーパーカートに乗って、日本一の高さに架かる水面からの高さ105メートルの鉄道橋を渡る往復30分。ガタゴトと揺れながらスリル満点。鉄橋上で停車。オープンカーで味わう360度の大パノラマ。はるか下に見える水面、ほほをなでる風、秋の気配を満喫。



夕食後は夜神楽を体験。本来は夜を徹して舞われる夜神楽であるが1時間だけ神々との時間を楽しむ文化に触れ、おごそかな体験をさせていただいた。

2日目。日本神話に登場する天照大神が隠れたとされる天岩戸を御神体とする天岩戸神社に参拝。天照大神が岩戸に閉じこもったときに神々が会議を開いたという天安河原。石を積むと願いが叶うと言われているらしく、あたり一面所狭しと石積みが見られ、異様なフニキを漂わせていた。その後、神主さんからの詳しい説明を聞き、お祓いを受け、天照大神がこもられたという天岩戸を見せていただいた。神聖な場所だけに神妙な顔で私語を慎み古の神に思いを馳せた。また、今の天皇陛下のお田植え、皇后陛下の養蚕の由来をお聞きし、一同納得した。

国見ヶ丘では、はるか阿蘇山の噴火の煙をみる事ができた。そもそもこの高千穂の溪谷が阿蘇山の噴火のさいの置き土産であり、自然の力、莫大なエネルギーに圧倒された。

野本先生の綿密な計画で、行く先々にはタクシーが時間どおり配置され、また食事についても、文句なしの絶品の数々。本当にお世話になりありがとうございました。

最後に独り言。神々が降り立った九州きってのパワースポット、いくつも廻ったのに一向にご利益が……何のことはない、くしくも神無月であった。



**新 入 会 員 紹 介**



【氏名】  
なかむらじゅんこ  
中村 淳子  
【支部】  
中予  
【年齢・血液型】  
41歳 A型  
【開業／勤務／その他】  
開業

- ① 社会保険労務士となった動機  
思いがけず故郷にUターンすることになり、地域社会に貢献できる仕事をしたいと思い、企業での人事経験を生かせる社労士の資格を取得しました。
- ② 自己紹介  
大学卒業後、9年ほどヨーロッパ（主にベルギー）で暮らし、帰国後は、広島、東京と移動し、2年半前20年振りに松山に戻って来ました。子育てをしながら、改めて自分の生まれ育った環境の素晴らしさを実感しています。ジムに行っても大して変わらなかった体重が、1歳の娘を追いかけまわしている間にどんどん減って行き、びっくりしている今日この頃です。
- ③ 今後の抱負  
育児でまだ十分に時間が取れない状況ですが、研修や勉強会等を通じて知識を深め、早く一人前の社労士として活躍できるよう頑張りたいと思います。特にこれからの時代を担う若い世代に貢献できる仕事をしたいと考えています。
- ④ 会への意見・要望  
いつも研修会の企画等、ありがとうございます。引き続き、ご指導の程よろしくお願ひいたします。



【氏名】  
きくちこうぞく  
菊池 公作  
【支部】  
中予  
【年齢・血液型】  
31歳 A型  
【開業／勤務／その他】  
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機  
なにか専門的な知識を身につけたほうが、今までよりも有意義な社会人生活にできると思ひ資格を取得しました。
- ② 自己紹介  
松山市出身です。バイクを運転するのが好きなので、晴れた休日はよくツーリングに行きます。
- ③ 今後の抱負  
早く仕事を覚えられるように頑張ります。
- ④ 会への意見・要望  
ご指導よろしくお願ひいたします。



【氏名】  
もろのうかを  
諸 農 加 奈  
【支部】  
中予  
【年齢・血液型】  
33歳 O型  
【開業／勤務／その他】  
勤務

- ① 社会保険労務士となった動機  
育児休業中に何か資格を取ろうと思ひ、勉強を始めました。専門的な知識を身につけ、キャリアアップしたいと思ったのがキッカケです。
- ② 自己紹介  
6才と3才の女児の母です。毎日忙しくバタバタしていますが、休日子供と一緒にお菓子作りをするのが趣味です。
- ③ 今後の抱負  
勤務先での仕事を早く覚え、愛媛県の事業主と労働者の方のお役に立ちたいと思っております。
- ④ 会への意見・要望  
これから研修等でお世話になると思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**事業主の方へ  
退職金のこと  
ちょっと考えてみませんか？**

「中退共」の退職金制度なら、

- ① 国の掛金助成を受けられます。
- ② 掛金は全額非課税。
- ③ 社外積立だから、管理がカンタン！

パートさんのための特例掛金月額もご用意

（中退共は中小企業で働く従業員のための  
国の退職金制度です。）

\*解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。

詳しくはホームページへ

**お問合せ** (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211

## ●●●●● 社労士親睦ゴルフ ●●●●●



### 第166回 社労士親睦コンペ

平成27年11月19日(木)

順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	加藤 久雄	東予	103	31	72
2位	宮部 義久	中予	95	20	75
3位	佐伯 広政	東予	91	14	77

※ 同ネットの場合 年齢順  
参加人数12名



### 第167回 社労士親睦コンペ

平成27年12月3日(木)

順位	氏名	支部	グロス	ハンディ	ネット
優勝	玉井 健志	東予	101	30	71
2位	岩井 聡光	中予	87	15	72
3位	松岡洋次郎	東予	90	10	80

※ 同ネットの場合 年齢順  
参加人数11名

### 社労士親睦ゴルフコンペ予定表

回数	年月日	場所
168回	H28. 3.17(木)	瀬の宮カントリークラブ
169回	H28. 4.12(火)	未定
170回	H28. 5.17(火)	//
171回	H28. 7.14(木) (取切戦)	//
172回	H28. 9.13(火)	//
中四国地域 協議会親善 ゴルフコンペ	H28.10. 1(土)	徳島県
173回	H28.11.17(木)	未定

## お詫びと訂正

えひめ社労士会だより第132号P8に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

## 最低賃金改正のお知らせ

- 愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月3日から施行することとしました。
- この決定により、10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間 **696円**以上としなければなりません。
- 次の点についてご留意ください。
  - ・ 愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
  - ・ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

#### □ 詳細等のお問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205 FAX 935-5247)  
 又は、最寄りの労働基準監督署  
 松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250 FAX 917-5230)  
 新居浜労働基準監督署 (電話 0897-37-0151 FAX 37-3655)  
 今治労働基準監督署 (電話 0898-32-4560 FAX 31-3362)  
 八幡浜労働基準監督署 (電話 0894-22-1750 FAX 22-1899)  
 宇和島労働基準監督署 (電話 0895-22-4655 FAX 24-3389)

## いっしょに汗を流しませんか

中予支部 宮部 義久

こんにちは。

愛媛社労士会ソフトボールチームのキャプテンを拝命しました宮部義久と申します。

チームを結成して、早3年目!!選手・チアガール・宴会要員を含め約30名でわきあいあいと交流をはかっております。

思い起こせば、ボールをまともに投げられない人や、怪我をしにくる人、やたらと上手な人、各人のスタートラインはまちまちでしたが、今ではまともな試合ができるくらいのレベルになっています。

主な戦績を申しますと、初めて挑んだ大会（中国四国地域協議会会長杯）では惨敗、翌年は、なんと!!優勝。昨年は残念ながら優勝を逃し3位にとどまりました。

さて、今年（平成28年4月23日）の中国四国地域協議会会長杯は、ここ愛媛県で開催されることとなりました。どのように運営していくか、愛媛にまた来たいと思っていただけるか、どうすれば満足していただけるか、「おもてなし」をテーマに実行委員会を結成し協議を続けております。

準備等を含め当日は、皆様にご協力をお願いをすることになるかもしれません。その際は、是非ともご協力をお願い申し上げます。



今後の予定を申し上げますと、

日程	グラウンド	親睦会	
1月16日(土)	石手川	新年会	
2月6日(土)	別府		
3月12日(土)			
3月26日(土)			紅白戦
4月2日(土)			紅白戦
4月9日(土)			紅白戦
4月16日(土)		決起大会	
4月23日(土)	大会		

ご興味がある方は、是非一緒に汗をながしませんか。もちろんチアガール（ボーイ?）、宴会専門の方も大歓迎です。事務局までご連絡をお待ちしております。

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

## お知らせ

- 1月23日(土) 労働安全管理研修会
- 2月4日(木) 倫理研修会
- 2月16日(火) 新人研修会
- 2月25日(木) 介護事業労務管理研修会
- 3月16日(水) 平成27年度第二回必須研修会

### <平成28年度通常総会のお知らせ>

日 時 平成28年6月8日(水)  
場 所 東京第一ホテル松山  
松山市南堀端町6-16

## 会員数一覧表

平成27年12月31日現在

〈個人会員〉		東予支部	中予支部	南予支部	合 計
開 業		76	162	25	263
法 人 の 社 員		3	12	2	17
勤 務		11	30	5	46
そ の 他		2	23	2	27
合 計		92	227	34	353

### 〈法人会員数〉

区 分	東予支部	中予支部	南予支部	合 計
法 人 会 員	2	6	1	9
合 計	2	6	1	9

## 編集後記

いよいよマイナンバー制度がスタートになりました。

研修を受けていても、研修をしていても不安や期待が入り交じった昨年でした。

2年先、5年先にはどの様になっているのでしょうか。社会保険労務士としての対応の仕方も様々ようです。

いずれにしても、今年1年良い年でありますように。(G.O)

発行所 愛媛県社会保険労務士会  
〒790-0813  
愛媛県松山市萱町4丁目6番地3  
電 話 (089) 907-4864  
ファクシミリ (089) 923-1133  
銀行口座 伊予銀行松山駅前支店  
普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail [ehime4@ehime-sr.or.jp](mailto:ehime4@ehime-sr.or.jp)

発行人 横本 恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号  
不二印刷株式会社